

延滞金の減免に関する施行細則を次のように定める。

平成17年2月4日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

延滞金の減免に関する施行細則

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書（平成16年4月1日文科科学大臣認可。以下「業務方法書」という。）第19条第2項ただし書に基づく延滞金の減免に関する取扱いは、この施行細則の定めるところによる。

(基準)

第2条 業務方法書第19条第2項ただし書に規定する「その他真にやむを得ない事由」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 要返還者、連帯保証人又は保証人の責に帰することができない事由により延滞金が生じて、延滞金を請求することが適当でないと機構が認定した場合
- (2) 要返還者等が、次のいずれかに該当し、返還計画書が提出され、機構がこれを承認した場合。この場合において、当該返還計画書どおりの返還が行われない場合は、返還計画書の提出がなかったものとして遡って延滞金を徴収するものとする。
 - ア 要返還者が、死亡又は精神若しくは身体の障害により返還することができない状態で、連帯保証人又は保証人が返還するとき。
 - イ 要返還者、連帯保証人及び保証人からの返還が困難な状態にある場合で、第三者が返還するとき。
 - ウ 要返還者からの返還が困難な状態にある場合で、連帯保証人又は保証人が最終の割賦金の返還期日の5年以上前までに、返還未済額の全部を返還計画書に従い1年の期間内に返還するとき。
- (3) 要返還者からの返還が困難な状態にある場合で、連帯保証人、保証人又は第三者が最終の割賦金の返還期日の5年以上前までに、返還未済額の全部を一時に返還するとき。

2 前項に該当するものとして延滞金の減免を願い出る者は、次の証明書を提出するものとする。

- (1) 要返還者、連帯保証人又は保証人の責に帰することができない事由によるとき機構が認定するために必要となる書類

- (2) 要返還者が死亡し，連帯保証人又は保証人が返還するとき 戸籍抄本その他の死亡を証する書類
- (3) 要返還者が精神又は身体の障害により，連帯保証人又は保証人が返還するとき 精神若しくは身体の障害の事実を証する医師の診断書又は都道府県知事から交付された身体障害者手帳の写し
- (4) 第三者が返還するとき 要返還者，連帯保証人及び保証人の所得証明書
- (5) 最終の割賦金の返還期日の5年以上前までに，連帯保証人又は保証人が返還未済額の全部を1年の期間内又は一時に返還するとき 要返還者の状況を証明する書類

(延滞金減免の特例)

第3条 前条第1項において，過年度の状況を勘案して延滞金を請求することが相当でないとして機構が認定した場合は，過年度の事由に係る前条に規定する証明書等を提出することにより過去に遡って延滞金を減免することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この施行細則は，平成17年2月4日から施行し，平成16年4月1日から適用する。
(延滞金の減免に関する施行細則の廃止)
- 2 延滞金の減免に関する施行細則（平成15年5月28日達第1075号。以下「旧細則」という。）は，廃止する。
(旧細則の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定の施行前に平成17年規程第2号による改正前の奨学規程附則第6条によりなお効力を有することとされる旧細則の規定により行われた処分，手続その他の行為は，この細則中の相当する規定によりした処分，手続その他の行為とみなす。
(業務の特例に関する経過措置)
- 4 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第14条第1項の規定により機構が行う業務については，旧細則は，前項の施行後もなお効力を有するものとし，この場合において，旧細則中「日本育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と，「本会」とあるのは「機構」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年細則第9号）

(施行期日)

- 1 この施行細則は，平成22年9月1日から施行し，平成22年7月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この施行細則の施行前に，改正前の第3条に基づく延滞金の減免の認定を前提として行われる返還の実態がある場合には，当該返還に係る延滞金の減免については，なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年細則第5号）

この細則は，令和3年5月26日から施行する。